

プロジェクト 実務対応専門委員会による実務対応レベルのテーマ評価
項目 新規テーマの評価
(商品デリバティブ取引に係るヘッジ会計関連規定について)

基準諮問会議への提案の内容

1. 第 19 回基準諮問会議（平成 25 年 11 月 20 日開催）において、経済産業省商務流通保安グループ及び農林水産省食料産業局から、新規テーマとして商品デリバティブ取引に係るヘッジ関連規定の修正が提案されている。

商品デリバティブ取引に係るヘッジ会計関連規定について
(実務対応レベル)

(提案理由)

近年のエネルギー・資源価格の高騰および乱高下によって、我が国経済は大きな影響を受けている。東日本大震災以降は、LNG や電気の価格は大きく高騰し、最近では、ガソリンや灯油の価格が非常に不安定となっている（ガソリン価格は一時 160 円を超えた）。このような状況下で、予測困難な価格変動を固定化するためのヘッジ取引の重要性が高まっている。しかし、企業がエネルギー・資源の価格に関してヘッジ取引を行うに際して、ヘッジ会計が適用されないケースが生じる点が取引の制約となっている。すなわち、企業としては現物取引の価格ヘッジを行う目的でデリバティブ取引を行ったにも関わらず、会計上ヘッジ取引であったと認められず損益計上されるというケースが多くなっている。例えば、ある企業ではヘッジ目的で行った商品デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されるのは 1 割程度である。また、決算期に近づくと、確定損益に対するボラティリティを避けるために商品デリバティブ取引を減らす企業や、ヘッジ会計が適用されにくいことを理由にヘッジ取引自体を取りやめている企業も存在する。

ヘッジ取引は現物取引の価格変動を固定化するための取引であるため、ヘッジ目的によって行ったヘッジ取引を現物取引と時期を合わせずに損益計上することは、対外的・対内的な財務内容の説明として、経営上の目的を反映しない財務状況を示すことになる。また、金融デリバティブ取引と商品デリバティブ取引は、後者がヘッジ対象とヘッジ手段で別の商品を取引することがある等、大きく性質の異なる取引であるため、両者を全て同様の扱いとするのではなく、商品デリバティブ取引の特性に配慮した対応を行うことが合理的であると考えられる。

以上の状況を踏まえ、ヘッジ会計の実務運用について、商品デリバティブ取引の特性に配慮した対応を行うことを要望する。

なお、上述のとおり、エネルギー・資源価格の高騰・乱高下は日一日と我が国企業に大きな影響を与えていること、経営上の目的を反映しない財務内容の提示はできるだけ早く改善すべきであることから、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「ヘッジ会計指針の明確化」（5(2)①No. 11）について「平成 25 年度検討・結論」とされたところであり、今年度中における一定の対応を要望するものである。

(具体的内容)

本日の資料(1)-2 参考資料を参照

2. 具体的には、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「実務指針」という。)について、次の項目に関する修正が提案されている。
- (1) リスク管理方針の内容の明確化
 - (2) 異なる商品間でのヘッジ取引におけるヘッジ会計の適用
 - (3) ロールオーバーにおけるヘッジ会計の適用
 - (4) ヘッジ有効性の事後テストに関する80-125%ルールの撤廃
 - (5) 予定取引に関する基準を適用しない取引類型の追加

実務対応専門委員会におけるテーマ評価

3. 実務対応専門委員会と金融商品専門委員会の合同会議が3回開催され、テーマ評価が行われた。

論点の分析

全般的な事項に関する分析

4. 提案者からの要望の中には、例えば、事後テストにおける80-125%ルールの撤廃など、国際的な会計基準の取扱い(改正後のIFRS第9号「金融商品」)に合わせる事が含まれる。この点については、現行のヘッジ会計の基本的な枠組みに関するものであり、以下の点を考慮する必要があると考えられる。
- (1) IFRS第9号へのコンバージェンス全体で検討を行う必要があり、ヘッジ会計の一項目のみを合わせることは適切ではないのではないか。
 - (2) 検討を行う場合には、商品に関するヘッジのみではなく、金融商品に関するヘッジに関する会計処理も整合性を図るべきではないか。

個別の提案の分析

(1) リスク管理方針の内容の明確化

(提案者からの提案の概要)

中小企業等におけるリスク管理方針の作成が容易になるように、文書のひな型を作成すべきである。

(現行の基準、実務指針)

5. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「基準」という。)第31項(1)(及び実務指針第144項、第145項)では、ヘッジ取引開始時における事前要件として、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが客観的に認められることを求めている。リスク管理方針として、少なくとも、管理の対象とするリスクの種類と内容、ヘッジ方針、ヘッジ手段の有効性の検証方法等のリスク管理の基本的な枠組みを文書化することを求めており、また、企業の環境変化等に対応して見直しを行う必要があるとしている(実務指針第147項)。実務指針では、特段、ひな形は作成されていない。

(分析)

6. 一般論として、リスク管理方針文書は、各企業が対応すべきリスクの種類や対応方法により様々と考えられ、ひな形の提示には弊害も考えられるため、ひな形を示すことは慎重であるべきと考えられる。

(2) 異なる商品間でのヘッジ取引におけるヘッジ会計の適用

(提案者からの提案の概要)

異なる商品間でのヘッジ取引の可否について、実務指針では明示されていないため、適用が可能であることを明示すべきである。

具体的には、実務指針第 313 項に以下のような文言を追記頂きたい。

「なお、エネルギー、金属、穀物等の商品に関する先物取引・オプション取引等には、例えば、石油製品や LNG の価格変動リスクに対して原油スワップを用いてヘッジ取引を行うように、ヘッジ対象とヘッジ手段の商品が異なる場合も含む（リスク要素が契約上明示されているか否かを問わない）。」

(現行の基準、実務指針)

7. 基準では、他に適当なヘッジ手段がなく、ヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段として用いるいわゆるクロスヘッジもヘッジ会計の対象として認めている（基準第 102 項）。また、実務指針では、カナダドル建変動利付債をヘッジするため米ドル為替予約を利用する例（実務指針第 159 項②）が記載されている。

(分析)

8. 異なる商品間のヘッジが認められるか否かについて、基準及び実務指針の取扱いは明確であり、他に適当なヘッジ手段がない場合には、事前の有効性の予測を前提として、ヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段とすることが可能と考えられる。このため、提案で指摘される問題は、基準等の内容の周知の問題であると考えられる。

(3) ロールオーバーにおけるヘッジ会計の適用

(提案者による提案の概要)

ロールオーバー¹を行った場合のヘッジ手段とヘッジ対象の紐付けについて、

¹ デリバティブ取引の期間が終了する前後に新たなデリバティブ取引を行うことでヘッジ手段のポジションを維持する行為。利用しているヘッジ手段が取引所取引であれば、取引ごとに清算が行われる。一方で、為替予約のロールオーバーのように、期日で決済せずに決済日を延長するケースもあり、この場合には決済日延長に伴う金利・手数料は元のレートに上乗せされる（ヒス

実務上、多数の現物取引と多数のヘッジ取引を複雑に紐付けすることが困難であるため、企業のリスク管理実態に応じて柔軟に行えるように手当てすべきである。

具体的には、実務指針第 150 項に以下のような文言を追記して頂きたい。

「なお、エネルギーのデリバティブ取引に関しては、ロールオーバーを伴うヘッジ取引を行うことが一般的であるため、ヘッジ手段とヘッジ対象の紐付けは企業のリスク管理実態に応じて柔軟に行う必要がある。」

(現行の基準、実務指針)

9. IAS 第 39 号、IFRS 第 9 号が、他のヘッジ手段への入替え又はロールオーバーを企業の文書化されたヘッジ戦略の一環である場合に認めているのに対して、基準及び実務指針では、ロールオーバーが認められるか否かについて明示されていない。
10. また、ヘッジ対象とヘッジ手段の紐付けについては、識別したヘッジ対象とヘッジ手段はヘッジ取引時に紐付けを行い、有効性評価とヘッジ損益の処理のためヘッジ会計の終了まで区分管理しなければならないとされる (実務指針第 153 項)。

(分析)

ロールオーバーを伴う取引がヘッジ会計に適格か否か

11. 第 9 項に記載のとおり、ロールオーバーを伴う取引がヘッジ会計に適格か否かは、我が国の基準、実務指針では取扱いが明示されておらず、ロールオーバーを伴うデリバティブ取引は、ヘッジ会計に適格とならないとの意見もあると考えられる。一方で、例えば、事前に有効性が予測された一連のヘッジ手段を用いて²ロールオーバーすることがリスク管理方針で明らかとなっているなど、一定の状況の下では、ロールオーバーを伴う取引がヘッジ会計に適格となる場合もあるとの意見もある。

トリカル・レート・ロールオーバーと呼ばれる)。

² なお、ヘッジ期間全体をカバーする理想的なヘッジ手段と、短期の取引でロールオーバーするヘッジ手段は、計算される時間価値に違いがあるため、非有効性が生じる可能性がある。

よって、ロールオーバーを伴う取引がヘッジ会計に適格となるか否か、仮に適格となるとすればどのような場合か、が必ずしも明確ではないので、検討に値する可能性があると考えられる。

ヘッジ対象とヘッジ手段の紐付けの方法の柔軟化

12. 提案内容では、「ヘッジ手段とヘッジ対象の紐付けは企業のリスク管理実態に応じて柔軟に行う必要がある。」とされるが、ヘッジ会計の趣旨は、相殺関係が確認されたヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識することである。したがって、「柔軟」が、紐付けの自由度を高めることを指すとすれば、ヘッジ会計の趣旨に合わないため、柔軟化には慎重であるべきと考えられる。

(4) ヘッジ有効性の事後テストに関する 80-125%ルールの撤廃

(提案概要)

実務指針第 156 項、第 323 項及び Q&A 53 を修正して頂き、80-125%ルートを撤廃し、企業のリスク管理の実態に即した判定基準を採用することを可能として頂きたい。

その際、以下のような定性的・定量的基準を広く認めて頂きたい。

- (a) 商品が同一であることをもってヘッジ会計の適用を認める方法
- (b) 異なる商品であってもヘッジ対象商品の取引時期とヘッジ手段であるデリバティブ取引の期限が同時期であることをもってヘッジ会計の適用を認める方法
- (c) 回帰分析による方法

(現行の基準、実務指針)

13. 基準では、ヘッジ取引時以降において、ヘッジ手段の効果を定期的に確認することを求めている（基準第 31 項(2)）。ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始

時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率がおおむね 80%から 125%の範囲内であれば、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があると認められ、ヘッジは有効とされる（実務指針第 156 項）。

14. 回帰分析に関する事後テストの利用について、実務指針は次のように記述している。
- 「事前の有効性予測の方法としては、第 314 項に述べたように回帰分析等の統計的手法の利用も考えられるが、事後テストには必ずしも適さないものと考えられるため、本報告では、事後テストにおいては上記のような比率分析の方法のみを想定している。」（実務指針第 323 項）

（分析）

80-125%ルールの撤廃について

15. IFRS 第 9 号では、IAS 第 39 号で採用されていた 80-125%ルールについて、適用が煩雑であり、リスク管理と整合しない場合があるなどの批判に 대응するため撤廃された。我が国においても同様の 80-125%ルールがあるが、これを撤廃することについては、以下の理由から慎重であるべきと考えられる。
- (1) IFRS 第 9 号では、ヘッジの非有効部分が損益処理されることが前提となって上記の改正が行われているが、日本基準における繰延ヘッジの会計処理では、ヘッジの非有効部分の繰延べが行われるため状況が異なる。非有効部分の損益処理を行わないままに 80-125%ルールを撤廃する結果、日本基準で許されている範囲を大きく超える非有効性が繰り延べられる恐れがあるのではないかと。
- (2) 国際基準に合わせることを意図するのであれば、80-125%ルールのみではなく、IFRS 第 9 号全体のコンバージェンスを検討する必要があるのではないかと。

その他の提案について

16. 提案者からは、80-125%ルール代わりに次の3つの案が提案されている。
- (1) 商品が同一であることをもってヘッジ会計の適用を認める方法
 - (2) 異なる商品であってもヘッジ対象商品の取引時期とヘッジ手段であるデリバティブ取引の期限が同時期であることをもってヘッジ会計の適用を認める方法
 - (3) 回帰分析による方法
17. 前項(1)のように商品が同一であっても、取引時期がずれている場合には、そのずれの期間ではヘッジ対象又はヘッジ手段のいずれかが残るため、相殺が起らず非有効性が生じる可能性が高いと考えられる。また、前項(2)の異なる商品同士の場合、一般的に両者の価格は必ずしも連動しないため、ヘッジの有効性が担保されないと考えられる。このため、前項の(1)、(2)の案については、ヘッジの有効性が確保されているとは必ずしも言えず、これらの案を検討することには慎重であるべきと考えられる。
18. 一方で、別紙で検討しているとおり、第16項の(3)については、回帰分析は有効性判定を安定的に行えるなどの利点がある他、我が国では一部の業種に限定的に認めており³、また、IFRS や米国会計基準でも示されている方法であり、検討に値する可能性があると考えられる。
- なお、仮に検討を行う場合であっても、基準・実務指針では、IFRS や米国会計基準と異なり、非有効部分の純損益認識を強制しないことを考慮する必要がある。この取扱いの下で、回帰分析によるヘッジ会計の有効性判定を認めることは、現状よりも含み損を繰り延べることにつながる可能性があるため、重要な含み損の繰延べが生じないような要件の検討を合わせて行う必要があると考えられる。
19. 具体的には、仮に回帰分析の導入の検討を行う場合であっても、ヘッジ対象の性質

³ JICPA 業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」において、キャッシュ・フローを固定するヘッジにおけるヘッジ有効性の評価方法として認めている。

等による比率分析と回帰分析との間の使い分けが必要かを検討するとともに、重要な含み損の繰延べが生じないように、以下に関する要件を設ける必要があると考えられる。

- 重要な含み損の繰延べが生じないような統計的数値の設定（決定係数など）
- データ数、データ採取期間
- 回帰分析と比率分析の結果が、著しく異なる場合や継続的に異なる場合の対応
（以上、別紙の検討を参照のこと。）

(5) 予定取引に関する基準を適用しない取引類型の追加

（提案概要）

実務指針第 162 項では、将来の現物取引がヘッジ対象として適格か否かを判断する際に、過去の取引頻度や企業の取引を行う能力等を総合的に吟味する必要があるとされている。エネルギーの取引等、長期契約に基づくものは、1年以上であっても、そうした吟味の対象から除く旨、規定すべきである。

具体的には、実務指針第 162 項（5）及び第 331 項に以下の文言を追加して頂きたい。

「なお、エネルギーの取引等、長期契約に基づき、一般的に 1 年以上先の現物取引が予定される取引については、この限りではない。」

また、Q&A55-2 に以下の下線部を追加して頂きたい。

「A：・・・特に予定取引発生までの期間が 1 年以上の場合、エネルギーの取引等、一般的に 1 年以上先の現物取引が予定される取引を除き、他の要素を十分吟味する必要があるとされています（実務指針第 162 項）。他の要素を吟味するに際しては、具体的な事案に則した判断が求められますが、例えば外貨建輸入取引に係る為替予約については、・・・」

（現行の基準、実務指針）

20. 基準では、予定取引を、「未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。」（基準（注12））とされており、予定取引には当該取引により発生が見込まれる資産又は負債が含まれるとしている。
21. 「契約は成立していない」取引がヘッジ会計に適格となる予定取引に該当するかの判断に際して、過去に取引頻度や取引を行う能力等を総合的に吟味する必要があるとされる。特に、取引が発生するまでの期間の観点では、期間が長いほど実行可能性は低くなると考えられ、おおむね1年以上の場合に、他の要素を十分に吟味するとされている（実務指針第162項）。
22. なお、「未履行の確定契約に係る取引」については、契約が成立していない取引のような吟味は要求されていないが、当該契約を解除する場合の対価が全く不要か又は軽微である場合は、同様の検討を行うこととされている（実務指針第162項なお書き）。

（分析）

23. ヘッジ会計の趣旨は、相殺関係が確認されたヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識することである。その趣旨を踏まえると、ヘッジ対象が相当程度確実に存在する必要があると考えられ、期間が長いほど実行可能性は低くなるため、実務指針にあるように、一定のラインを引いて注意喚起を促していることは適切と考えられる。実務指針では、そのラインを「おおむね1年以上」としている。おおむね1年以上の場合には他の要素を十分に吟味するとしており、将来の企業行動を予測するという観点からは、特段の違和感はないものと考えられる。

テーマアップの要否の評価

24. テーマアップの要否に関する分析は次のとおりである。

(1) 広範な影響があるか。

提案は商品のヘッジであるが、金融商品のヘッジの会計処理にも影響が及ぶ可能性があり、広範な影響があり得る。

(2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。

本提案は、作成者からのニーズによるものである。

(3) 会計実務における多様性はあるか。(多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。)

異なる商品間のヘッジ、ロールオーバーを伴う取引のヘッジ会計の適否については、多様性がある可能性がある。その他の論点については、特段の実務における多様性はないと考えられる。

(4) 会計基準レベルのものではないか。

既存の指針の修正の要否の問題であり、会計基準レベルのものではない。

(5) 適時に実務対応報告等の開発が可能か。

ヘッジの有効性の判定に係る議論については、専門性の高い検討が必要となる可能性があり、開発には困難さも予想される。

実務対応専門委員会における評価の結果

25. 提案者からの提案のうち、以下の項目については、検討に値する可能性があると考えられ、ASBJ の新規テーマとすることが考えられる。ただし、前項に記載のとおり、ヘッジの有効性の判定に係る議論については、専門性の高い検討が必要となる

可能性があり、開発には困難さも予想されることを付言する。なお、以下の項目については、金融商品のヘッジにも関連する内容となる。

(1) 基準・実務指針に追加する項目

- 回帰分析を有効性判定の事後テストとして認めるか否か（第2項(4)）

(2) 基準・実務指針の内容の周知を図る項目

- 異なる商品間のヘッジが認められるか否か（第2項(2)）

(3) 基準・実務指針の内容を明確化する項目

- いわゆるロールオーバーを伴う取引がヘッジ会計に適格か否か（第2項(3)）

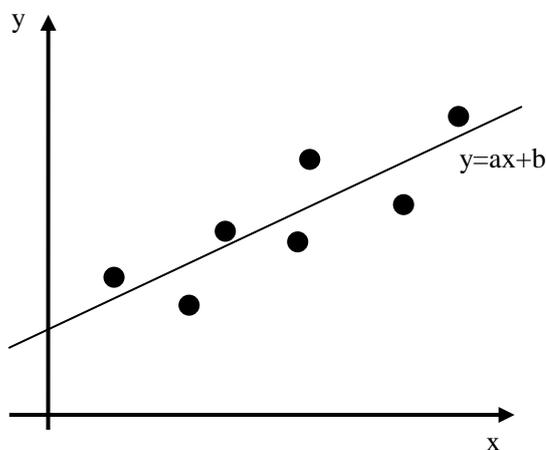
以上

別紙 ヘッジ有効性の事後テストにおける回帰分析を取り入れること との分析

回帰分析の内容

(回帰分析とは)

1. 回帰分析とは、2つの変数間に何らかの関係式を想定し、一方の変数が他の変数によってどれくらい説明できるかを定量的に分析することをいう。ヘッジの分析の場合、例えば、ヘッジ手段の価値とヘッジ対象の価値の関係を一次式 ($y=ax+b$) で表し、この関係式が両変数のデータをどの程度表現するかを分析する。
2. ヘッジ手段の価値とヘッジ対象の価値の関係を一次式がよく表している場合で、 a がヘッジ比率を表している場合には、ヘッジ手段のある期間の価値の変動とヘッジ対象の同じ期間の価値の変動は、概ね相殺する関係にあると考えられる。



(比率分析との違い)

3. 比率分析の場合には、ヘッジ手段の価値の変動とヘッジ対象の価値の変動が相殺の関係にあるのかを各期で直接確かめるものである。ヘッジ取引は、ヘッジ対象のリスクを、ヘッジ手段を用いて相殺することで、相場変動やキャッシュ・フロー変動による損失発生を減らすことを意図したものであり、比率分析は、その相殺効果を

直接確かめるものとなっている。

4. これに対して、回帰分析は、ヘッジ手段の価値の変動とヘッジ対象の価値の変動が相殺の関係にあることを、複数の期間通じて概ね達成されていることを統計的に分析するものとなっている。
5. したがって、両者を比較すると、回帰分析では、過去のデータを一定期間考慮するため、状況の変化が適時に反映されにくいことや、ヘッジ手段とヘッジ対象の価値の対応関係から間接的に有効性を評価するため、必ずしも比率分析と同じ結果が得られない可能性があるなどの特徴がある。

回帰分析を取り入れることの分析⁴

(回帰分析を有効性の判定方法の1つとして取り入れることの利点)

6. 回帰分析を取り入れることには、次のような利点があると考えられる。
 - (1) 回帰分析は、数期間のデータを考慮するので、絶対値が小さい場合の異常性や、単発の異常性があっても、非有効と判定されず、安定的な運用が可能となる。これに対して、比率分析は、対象となる1つの期間のデータのみに基づくので、事後テストが事前テストの結果を反映しないことが相応にあると考えられる。
 - (2) 回帰分析により有効性の事前の予測を行っている場合、事後テストはその分析と整合的な結果が期待される。

(回帰分析を取り入れることの欠点)

7. 一方で、回帰分析を取り入れることには、次のような欠点があると考えられる。
 - (1) 比率分析は相殺を直接的に検証するが、回帰分析は相殺を間接的に検証しているに過ぎないため、比率分析で非有効になったものが回帰分析では有効になることが起こり得る。日本基準では非有効部分を損益に認識しないことを原則と

⁴ 実務指針第169項では、外貨による予定取引についての為替変動リスクのヘッジは、基準に従って処理し、ヘッジ会計の要件を満たす場合にはヘッジ手段に係る損益又は評価差額を繰延ヘッジ損益として繰り延べるとされる。企業が為替リスク部分は別にヘッジ会計を適用している場合には、それを除いた部分についてヘッジ会計の検討が行われると考える。

しているため、80～125%を超える非有効性が生じる場合、ヘッジの有効性が高くない状況が適時に財務諸表に反映されないリスクがある。

例えば、以下のようなケースで、比率分析で非有効になったものが回帰分析では有効になることが生じると考えられる。

- 過去のデータを一定期間考慮するため、当期のデータが回帰分析を行う全期間のデータでならされてしまうケース。
- ヘッジ開始時点のヘッジ対象の指標の値と、ヘッジ手段の指標の値を回帰分析の算定式に入れた場合に算出される値が最初からずれているケース。

(2) 比率分析に比べて、数学的な取扱いが複雑である。

以 上